

立憲民主党への申し入れ書

2021年6月22日

フラワーデモ呼びかけ人 北原みのり

フラワーデモ呼びかけ人 松尾亜紀子

フォトグラファー 石田郁子

フラワーデモは2019年3月に連続した性犯罪無罪判決、そしてそれらの無罪判決に怒る声を誹謗中傷する法曹界への抗議をきっかけに始まりました。「感情的な無罪判決批判は的外れ」「Me Tooもいいけれど重要なのは人権」などと不当判決に怒る女性たちに対し、法律に無知で感情的な言動と、問題を矮小化する声もあり、そのなかには、法曹資格を持つ立憲民主党の候補者の姿もありました。

立憲民主党は先日の本多議員の発言を受け、性交同意年齢を16才に引き上げる方針を決定しました。しかし、本多議員の発言は、2017年の性犯罪刑法改正以降、御党並びに御党の前身となる党が性交同意年齢の引き上げに慎重な立ち場を貫いてきた延長上にあったと認識します。個人の性的自由意志を尊重する立ち場からの懸念とはいえ、被害者の人権が踏みにじられていることに思い至らない発言に世論は驚き、反発しました。また、WTでの検討経過が明らかになると、ひとりの国会議員の認識といった問題ではないことも顕在化しました。人権を尊重し、ジェンダー平等の実現を綱領に掲げる立憲民主党の性犯罪刑法に対する姿勢が、今、強く問われています。

真の人権擁護の立場にたって、立憲民主党には刑法改正への明確な意思を表明し、被害者中心の刑法改正への道筋をつけていただきたいと強く願い、以下のことを求めます。

1 立憲民主党方針の明確化

2016年に日弁連が出した「性犯罪の罰則整備に関する意見書」において「13歳以上の者は性交の意味を理解することが可能であるから、相手方が監護者であるからといって直ちに真摯な同意がないとみなすことはできない」と記されたことは象徴的ですが、人権派を自認する法律家であっても、性暴力問題が人権問題、差別問題であることが理解されない現実、幾度となく失望してきました。

弁護士出身の議員が少ない立憲党内で性犯罪刑法改正への慎重論がこれまで同様維持継続されるのか、または、被害者中心の、被害実態に沿った刑法改正に向けて舵を切るのか。明確な立ち場を表明して下さい。

2 被害者の声を聴く勉強会等の開催

フラワーデモに立憲民主党の議員が参加されることは残念ながら稀でした。刑法改正議論に長く携わってきた議員は「（性暴力被害は）感情に訴えやすいものだからこそ、（刑法改正には）冷静な議論が必要だと思います」と自身のHPに記載しています。刑法改正に冷静な議論が必要なのは言うまでもありませんが、被害者や支援者たちの訴えを数多く聞いてきた議員ですら、被害者の声を「感情」と考え、「流されまい」という姿勢を貫き机上の空論で性犯罪について語る姿に失望します。

被害者の声に真摯に向き合わない政治が、被害者をさらに追い詰めています。現場に立って声を聴く姿を見せてください。被害者の声に耳を傾ける時間を積極的に設けて下さい。

3：本多議員発言の調査結果の公開と、性暴力容認発言再発防止の徹底

本多議員の発言に対して第三者機関の調査が入ったことは望ましい対応だと理解しています。今後、発言の背景に何があったのか、発言に対して他の議員は反論や抗議をしたのか、しなかった（できなかった）のなら何故なのか等、議論の背景を明確にすることが、再発防止に不可欠な調査だと考えます。そのためにも調査結果が公開され、再発防止の具体的対策が講じられることを望みます。性暴力問題に限らず、性暴力表現、性搾取問題など、ジェンダーを根拠にする暴力や差別に対する立憲民主党の姿勢が問われる重大な問題だからです。

4：性犯罪刑法改正を選挙公約に

性被害者の人権を守り、性被害者の性的自由意志を尊重し、性被害者の現実に即した刑法の適正化を選挙公約に盛り込んで下さい。具体的には、性交同意年齢の引き上げ、公訴時効撤廃、不同意性交等罪、地位関係性を利用した性被害の罰則規定を選挙公約に入れてください。現在の刑事司法は決してジェンダー平等ではありません。刑事司法におけるジェンダー主流化の決意と、被害者中心に立った刑法改正を立憲民主党の選挙公約に求めます。